⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円，人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(47,735) 47,735	3	(—) —	—
	非常勤	(—) 6,490	3	(—) —	—
	計	(47,735) 54,225	6	(—) —	—
教職員	常勤	(4,726,103) 4,754,145	559	(491,462) 491,462	26
	非常勤	(—) 329,138	404	(—) 75	1
	計	(4,726,103) 5,083,284	963	(491,462) 491,538	27
合計	常勤	(4,773,838) 4,801,881	562	(491,462) 491,462	26
	非常勤	(—) 335,628	407	(—) 75	1
	計	(4,773,838) 5,137,509	969	(491,462) 491,538	27

㈱1．人件費の定義は、基本的に「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」(以下ガイドラインという。)によることとする。ここでいう常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員の事であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及びガイドラインにおける「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

2．上段の（　）書きは、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について(通知)」(平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額である。

3．役員に対する報酬等の基準及び教職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、国立大学法人名古屋工業大学役員給与規則、国立大学法人名古屋工業大学職員給与規程、国立大学法人名古屋工業大学役員退職手当規則及び国立大学法人名古屋工業大学職員退職手当規程に基づいている。

4．支給額には、法定福利費を含んでいない。

5．支給額には、賞与引当金繰入額を含んでいない。

6．報酬又は給与の支給人員については、年間平均支給人員数を記載している。

⑱　開示すべきセグメント情報

単一セグメントのため、記載を省略している。

⑲　寄附金の明細

（単位：千円，件）

区分	当期受入額	件数	摘要
名古屋工業大学	494,872	1,178	現物寄附　140,355千円　807件
合計	494,872	1,178	

⑳　受託研究の明細

（単位：千円）

区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
国又は地方公共団体	—	79,027	79,027	—
国又は地方公共団体以外	20,567	804,174	772,468	52,273
合計	20,567	883,201	851,495	52,273

㉑　共同研究の明細

（単位：千円）

区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
国又は地方公共団体	—	495	495	—
国又は地方公共団体以外	108,739	545,625	516,941	137,422
合計	108,739	546,120	517,436	137,422

㉒　受託事業等の明細

（単位：千円）

区分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
国又は地方公共団体	—	23,512	23,512	—
国又は地方公共団体以外	—	41,599	41,599	—
合計	—	65,111	65,111	—